（料金の払戻し等）

第三十六条　当社は、天災その他やむを得ない事由又は当社の責任による事由によって、信書便物に滅失、著しい毀損又は遅延（第十七条第二項又は第三項の場合に限ります。）が生じたときは、差出人に持参して支払う方法その他の方法により料金を払い戻します。ただし、当社が料金を収受していないときは、これを請求しません。

（時効）

第三十七条　当社の責任は、受取人が信書便物を受け取った日（信書便物が滅失した場合には、配達予定日又は配達予定日時の属する日）から起算して一年を経過したときは、時効によって消滅します。

2　前項の規定は、当社がその損害を知っていた場合には、適用しません。

（一般信書便事業者との協定等の際の責任）

第三十八条　当社が一般信書便事業者又は他の特定信書便事業者と協定又は契約を締結して信書便物を送達する場合においても、送達上の責任は、この約款により当社が負います。

（差出人の賠償責任）

第三十九条　差出人は、信書便物の欠陥又は性質により当社に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければなりません。ただし、差出人がその欠陥若しくは性質を知らないことにつき過失がないとき、又は当社がこれを知っていたときは、この限りでありません。

○農林水産省告示第百七十八号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項の規定に基づき、平成十二年六月二十三日農林水産省告示第八百九十九号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件）の一部を次のように改正したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第四項の規定に基づき、公示し、公布の日から施行する。

平成二十八年一月二十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

表補助金等の予算科目の欄中「八　畜産農家段階放射性物質モニタリング体制構築事業推進費補助金（技術確立等推進事業に係るものを除く。）」を「八　加工施設再編等緊急対策事業推進費補助金（新たな抹茶加工技術の実証支援事業に係るものに限る。）　九　農畜産物輸出促進緊急対策事業推進費補助金（畜産クラスター全国推進事業に係るものを除く。）　十　甘味資源作物産地強化緊急対策事業推進費補助金（乳業工場の機能強化事業及び食肉処理施設の再編合理化事業に係るものに限る。）　十一　畜産農家段階放射性物質モニタリング体制構築事業推進費補助金（技術確立等推進事業に係るものを除く。）」に、「国産農畜産物・食農連携強化対策整備費補助金（新たな抹茶加工技術の実証支援事業に係るものに限る。）」を「国産農畜産物・食農連携強化対策整備費補助金（乳業工場の機能強化事業及び食肉処理施設の再編合理化事業に係るものに限る。）」に、「農業経営金融支援対策費補助金（農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業費及び担い手経営発展支援金融対策費補助金（農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業費及び担い手経営発展支援金融対策事業費及び農業経営復旧・復興対策特別保証事業費を除く。）」を「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」に、「農山漁村六次産業化対策整備交付金（訪日外国人旅行者受入促進事業費補助金）」を「農山漁村六次産業化対策整備交付金（訪日外国人旅行者受入促進整備費補助金）」に改める。

○農林水産省告示第百七十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項の規定に基づき、平成十二年六月二十三日農林水産省告示第九百号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件）の一部を次のように改正したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第四項の規定に基づき、公示し、公布の日から施行する。

平成二十八年一月二十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

表補助金等の予算科目の欄中「七　畜産競争力強化対策事業推進費補助金（畜産クラスター全国推進事業に係るものを除く。）」を「七　畜産競争力強化対策事業推進費補助金（畜産クラスター全国推進事業に係るものを除く。）　八　加工施設再編等緊急対策事業推進費補助金（乳業工場の機能強化事業及び食肉処理施設の再編合理化事業に係るものに限る。）　九　農畜産物輸出促進緊急対策事業推進費補助金（新たな抹茶加工技術の実証支援事業に係るものに限る。）」に、「国産農畜産物・食農連携強化対策整備費補助金（乳業工場の機能強化事業及び食肉処理施設の再編合理化事業に係るものに限る。）」を「国産農畜産物・食農連携強化対策整備費補助金（乳業工場の機能強化事業及び食肉処理施設の再編合理化事業に係るものを除く。）」に、「農業経営金融支援対策費補助金（農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業費及び農業経営復旧・復興対策特別保証事業費を除く。）」を「農業経営金融支援対策費補助金（農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業費及び農業経営復旧・復興対策特別保証事業費を除く。）」に、「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」を「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金（農地集積・集約化対策推進交付金）」に改める。

○国土交通省告示第二百四十七号

貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十一号）第三十三条第五項の規定に基づき、標準貨物軽自動車特定信書便運送約款を次のように定め、平成二十八年一月二十六日から施行する。

平成二十八年一月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

標準貨物軽自動車特定信書便運送約款

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　信書便物の引受け（第四条―第十六条）
第三章　信書便物の配達（第十七条―第二十四条）
第四章　指図（第二十五条・第二十六条）
第五章　事故（第二十七条―第二十九条）
第六章　責任（第三十条―第三十九条）

第一章　総則

（適用範囲）

第一条　この約款は、当社が民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号。以下「信書便法」といいます。）及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）に基づき、特定信書便事業及び貨物軽自動車運送事業として行う信書便物の送達に適用されます。

2　この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。